

春日部市下水道条例の一部を改正する条例

春日部市下水道条例（平成17年条例第156号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前						
別表（第28条関係）					別表（第28条関係）						
使用料金算定表（2か月につき）					使用料金算定表（2か月につき）						
区分	料率	基本料金		超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)		区分	料率	基本料金		超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	
		排除 汚水量	金額	排除 汚水量	金額			排除 汚水量	金額	排除 汚水量	金額
一般 汚水	10m <sup>3</sup>	800円	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	90円	800円	10立方メートル	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	80円	800円	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで	80円
			30m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで	100円			30m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	90円			
			40m <sup>3</sup> を超え50m <sup>3</sup> まで	110円			50m <sup>3</sup> を超え70m <sup>3</sup> まで	100円			
			50m <sup>3</sup> を超え70m <sup>3</sup> まで	130円			70m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	110円			
			70m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで	150円			100m <sup>3</sup> を超え300m <sup>3</sup> まで	130円			
			100m <sup>3</sup> を超え300m <sup>3</sup> まで	170円			300m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> まで	150円			
			300m <sup>3</sup> を超え1,000m <sup>3</sup> まで	190円			1,000m <sup>3</sup> を超えるもの	180円			
			1,000m <sup>3</sup> を超えるもの	220円							
公衆浴場汚水	1m <sup>3</sup> につき	65円		公衆浴場汚水	1m <sup>3</sup> につき	60円					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成20年9月1日以後に算定する使用料について適用し、同日前に算定した使用料については、なお従前の例による。